

建築物石綿含有調査者講習のご案内

建設業労働災害防止協会香川支部

建築物等の解体または改修の作業を行うときには、対象建築物等の石綿等使用有無についての調査が必要とされ、令和2年7月の石綿障害予防規則等の改正により、事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、建築物石綿含有建材調査者が行うことが義務付けられました(石綿則第3条、関係告示)。建築物石綿含有建材調査者は、建築物石綿含有建材調査者講習を受講し、修了考査に合格した者とされています。なお、施行は令和5年10月1日とされていますが、施行日までに講習を修了し、調査者を確保しておく必要があります。

1. 当支部で実施する講習

- (1)建築物石綿含有建材調査者講習(一般)
- (2)建築物石綿含有建材調査者講習(一戸建て等)

※ 一般建築物：一戸建て等を含むすべての建築物

一戸建て等：一戸建て住宅および共同住宅(長屋を含む。)の住戸の専有部分。共同住宅の住戸の内部以外の部分(ベランダ、廊下等の共用部分)や店舗併用住宅は含まれない。

2. 主な受講資格

- (1)石綿作業主任者技能講習修了者
- (2) 大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務経験を有する者
- (3) 短期大学において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務経験を有する者
- (4) 高等学校または中等教育学校において、建築に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して、7年以上の実務経験を有する者
- (5) 建築に関して11年以上の実務経験を有する者
- (6) 特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者

注)受講資格はこの他にも規定されています。詳細は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程第7条をご覧ください。

■ 建築物石綿含有調査者講習（一般）

講 習 日 (学科 2 日、修了考査(筆記試験)3 日目 AM)	会 場
① 8 月 23 日 (月) ~ 25 日 (水)	香川県建設会館 7 階
② 10 月 27 日 (水) ~ 29 日 (金)	
③ 12 月 20 日 (月) ~ 22 日 (水)	
④ 2 月 21 日 (月) ~ 22 日 (火) , 24 日 (水)	
⑤ 3 月 28 日 (月) ~ 30 日 (水)	

・受講料・テキスト代（税込み）

	会 員 社	非会員社
受 講 料	4 5 , 0 0 0 円	4 5 , 0 0 0 円
テ キ ス ト 代	2 , 3 1 0 円	5 , 1 4 0 円


■ 建築物石綿含有調査者講習（一戸建て等）

講 習 日 (学科 1 日、修了考査(筆記試験)2 日目 AM)	会 場
① 9 月 21 日 (火) ~ 22 日 (水)	香川地域職業訓練センター3 階
② 11 月 15 日 (月) ~ 16 日 (火)	香川県建設会館 7 階
③ 1 月 17 日 (月) ~ 18 日 (火)	香川県建設会館 7 階

・受講料・テキスト代（税込み）

	会 員 社	非会員社
受 講 料	3 0 , 0 0 0 円	3 0 , 0 0 0 円
テ キ ス ト 代	1 , 5 5 0 円	3 , 4 4 0 円

◆ 申込み・お問い合わせ先 （* 申込書はホームページからダウンロードしてください。）

<p>建設業労働災害防止協会香川支部</p> <p>〒760-0026 高松市磨屋町 6-4 香川県建設会館 3 F</p> <p>TEL 087-821-5243</p> <p>ホームページ : https://kensaibou-kagawa.jp</p> <p>※申込みの締切りは各講習日の 20 日前までです。</p>	
	<p>ホームページは こちらから。</p>